

## 【要旨】

近代農業は、化学肥料と化学農薬、大型農業機械の導入で生産性が向上した一方、水質汚濁や地下水・土壌汚染、残留農薬による食の安全性の問題などが発生しました。それらの反省から綾町憲章の中で「自然生態系を生かし育てる町にしよう」という基本理念を立て、昭和63年に「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定しました。これは自然の摂理を尊重し、自然生態系を有効に生かした農業のことで、生産者による実践と、町民の施策への理解・協力を得て、町ぐるみで推進に取り組んでいます。

そうした町ぐるみの取り組みや推進を経て、平成24年にユネスコエコパークに登録されました。このユネスコエコパークとは、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域のことで、国内での登録は10地域あります。人と自然の調和と共生を目指すユネスコエコパークには、3つの機能「生物多様性の保全」「学術的研究支援」「経済と社会の発展」と3つの地域「核心地域」「緩衝地域」「移行地域」が設定され、特に照葉樹林の保護・復元計画と自然生態系農業を柱とする地域づくりの連携に日々努めています。

そんな自然豊かな町で生産された農産物が、消費者にしっかり届くように、綾町では町独自の農産物認証制度を設けています。認証制度の基準と仕組みについて、まず過去の農地の管理状況により「農地認定」を行う、次に作物の栽培状況により「生産管理認定」を受ける、最後に2つの認定結果を総合判定し、農産物にランク（金・銀・銅）を付けるというものです。この審査は、綾町有機農業開発センター（綾町役場農林振興課内）の認定審査専門員により審査・判定され、審査を受けた農産物のみが町の直売所「綾ほんものセンター」に並びます。審査結果はその商品のラベルに表示されるほか、町のホームページにも公表されます。

さらに宮崎県綾町は「有機 JAS 認証登録機関」となっています。令和5年8月現在の有機農産物の認証事業者数は、生産工程管理者が12事業者、小分けが1事業者、有機加工食品が3事業者で、合計16事業者です。令和4年度の認証面積は前年比12.6%増、令和3年度の格付け実績は前年比5.4%増となっており、毎年増加傾向となっています。

このような状況の中、みどりの食料システム戦略が打ち出され、国全体での本格的な対策がスタートしました。綾町においては、直売所の出荷者の8割は65歳以上で中長期的な対策が喫緊の課題となっています。また市場（消費者）のオーガニック需要は高まる一方、供給が全く追いつかず、有機農産物の生産体制の基盤強化が急務でした。さらに、これまで綾町の自然生態系農業の取り組みに共感された新規就農希望者については、綾町で研修を行うも自立した農業経営には至らず、やむなく離農するといった場面が多く、さまざまな課題を持っていました。そのような課題を解決すべく、国のみどりの交付金を活用し、「綾オーガニックスクール」を設立しました。このスクールでは、2年間座学と現地実習を通して、3年目には就農できるよう学習します。就農の足かせになりやすい農地の確保（農地探し）、就農準備資金（手続きなど）、住まい（学習期間中の住む場所）について

は、行政がサポートします。

ここ数年、感染症の影響や社会情勢の変化により、消費者の食への関心はとて高くなりました。学校給食については、令和5年3月に綾町オーガニック給食推進の条例を制定しました。これは学校給食の食材に使われる有機農産物（町独自認証の金を含む）の利用割合を高めることを目標としています。また前述のスクールで生産された農産物も学校給食食材として利用する予定で、販路の一つになっています。

人口減少とともに、農業生産者数も減っていますが、令和4年度から取り組みを始めた新規就農者育成の基盤ができつつあります。小さな町での大きな一歩が、綾町の農業の更なる発展につながることを期待します。